

山形県健康診査実施要領

昭和62年 8月 5日制定
平成 元年12月27日一部改正
平成 3年 1月10日一部改正
平成 4年 6月25日一部改正
平成 6年10月17日一部改正
平成 7年12月15日一部改正
平成 9年 4月 1日一部改正
平成10年 1月21日一部改正
平成10年 4月 1日一部改正
平成12年 4月 1日一部改正
平成13年 4月 1日一部改正
平成14年 4月 1日一部改正
平成14年 7月 1日一部改正
平成15年 4月 1日一部改正
平成16年 4月 1日一部改正
平成17年 4月 1日一部改正
平成18年 4月 1日一部改正
平成19年 5月25日一部改正
平成20年 5月22日一部改正
平成21年12月 7日一部改正
平成24年11月 8日一部改正
平成25年 3月12日一部改正
平成25年 4月 1日一部改正
平成26年12月 9日一部改正
平成28年 4月 1日一部改正

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）等に基づく特定健康診査（以下「特定健診」という。）並びに健康増進法に基づくがん検診（以下「がん検診」という。）の実施に当たっては、「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準」（平成19年12月28日厚生労働省令第157号。以下「実施基準」という。）、「健康増進事業実施要領」（平成20年3月31日健発第0331026号厚生労働省健康局長通知。「以下「厚生労働省実施要領」という。）並びに「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」（平成20年3月31日健発第0331058号厚生労働省健康局長通知。以下「がん検診等実施指針」という。）によるほか、この要領によるものとする。

一 種類別実施内容等について

1 特定健診

特定健診は、実施基準や標準的な健診・保健指導プログラム等、国が定めるところにより実施するものとする。なお、検査項目の判定基準は別紙1のとおりとする。

2 胃がん検診

(1) 対象者

当該市町村の区域内に居住地を有する50歳以上の者を対象とする。

ただし、胃部エックス線検査については、当分の間、40歳以上の者を対象としても差し支えない。

(2) 検診内容

ア 問診

問診項目は別表5を参考にする。

イ 胃部エックス線検査又は胃内視鏡検査のいずれかとする。

市町村は、胃部エックス線検査及び胃内視鏡検査を併せて提供しても差し支えないが、この場合、受診者は、胃部エックス線検査又は胃内視鏡検査のいずれかを選択することとする。

(3) 検診間隔

原則として同一人について2年に1回とする。ただし、当分の間、胃部エックス線検査については、年1回実施しても差し支えない。

(4) 実施体制

ア 胃部エックス線検査

撮影体位及び方法は、日本消化器がん検診学会の方式によるものとする。撮影枚数は最低7枚とする。

イ 胃内視鏡検査を行う場合の実施体制については、日本消化器がん検診学会の胃内視鏡検診マニュアルを参考に行うこと。

(5) 指導区分

ア 異常なし

イ 要精検：悪性の可能性のある食道、胃、十二指腸疾患

(なお活動性の胃潰瘍は良性として必要かつ十分な根拠がなければ要精検とする)

ウ 精検不要：十二指腸潰瘍および潰瘍癒痕、十二指腸ポリープ、食道裂孔ヘルニア、胆石、腎結石、食道・胃・十二指腸・大腸憩室、腹部石灰化陰影、外部からの圧迫、十二指腸変形、ほぼ良性と判断できる胃潰瘍癒痕、胃ポリープや巨大レリーフ

(6) 結果の通知等

ア 集団検診方式の場合

検診実施機関の長は、検診実施後20日以内に胃がん検診結果報告書(受診者連名簿)(別記様式第2号に参考とする。以下、「連名簿」という。)により結果を市町村長に通知し、あわせて要精検者に対する主治医あての検診結果連絡票(別記様式第3号を参考とする。以下、「連絡票」という。)を送付する。市町村長は、その結果を速やかに受診者に通知する。

イ 医療機関個別方式の場合

検診実施機関の長は、検診実施後2週間以内に結果を直接受診者に通知する。また、市町村長に対し、当該月実施分の結果を連名簿等により翌月15日までに通知する。

(7) 精密検査結果の把握

ア 市町村長は、要精検者に対し連絡票及び精密検査回報書(別記様式第4号を参考にする。以下、「回報書」という。)を交付する。

イ 精密検査を実施した医療機関は、その結果を回報書に記入し市町村長に通知する。

(8) 胃がん予防に関する健康教育の実施

市町村長は、胃がん検診の実施にあわせて、胃がんの1次予防に関する健康教育を行うものとする。

3 子宮がん検診

(1) 対象者

当該市町村の区域内に居住地を有する20歳以上の女性を対象とする。

(2) 検診内容

ア 問診

問診項目は別表6を参考とする。

イ 視診及び双合診

ウ 子宮頸部細胞診

エ 子宮体部細胞診（子宮内膜細胞診）

問診の結果、最近6か月以内に、

①不正性器出血（一過性の少量の出血、閉経後の出血等）

②月経異常（過多月経、不規則月経等）

③褐色帯下

のいずれかの症状を有していたことが判明した者に対しては、第一選択として、十分な安全管理のもとで多様な検査を実施することができる医療機関の受診を推奨する。ただし、子宮体部の細胞診（子宮内膜細胞診）を実施することについて本人が同意する場合には、子宮頸部がん検診に併せて引き続き子宮体部の細胞診を行う。

(3) 検診間隔

原則として同一人につき2年に1回検診を実施する。なお、検診体制が整備され、実施可能な場合については年1回検診を実施することが望ましい。

(4) 判定及び指導区分

検診結果の判定及び指導区分は別表7及び別表8により行う。

(5) 結果の通知等

ア 集団検診方式の場合

検診実施機関の長は、検診実施後20日以内に子宮がん検診票（別記様式第5号を参考にし、以下、「検診票」という。）等により、結果を市町村長に通知し、あわせて要精検者に対する主治医あての検診結果連絡票（別記様式第6号を参考にし、以下、「連絡票」という。）を送付する。市町村長は、その結果を速やかに受診者に通知する。

イ 医療機関個別方式の場合

検診実施機関の長は、検診実施後2週間以内に、結果を直接受診者に通知する。また、市町村長に対し、当該月実施分の結果を検診票等により翌月15日までに通知する。

(6) 精密検査結果の把握

ア 市町村長は、要精検者に対し連絡票及び精密検査回報書（別記様式第7号を参考にし、以下、「回報書」という。）を交付する。

イ 精密検査を実施した医療機関は、その結果を回報書に記入し市町村長に通知する。

(7) 子宮がん予防に関する健康教育・保健指導の実施

市町村長は、子宮がん検診の実施にあわせて、必要に応じ、教育関係者や母子保健担当者とも連携を図りながら、子宮がんの1次予防に関する健康教育を行うものとする。

なお、エストロゲン単独投与を受けたことがある者等、子宮がんのハイリスク者と考えられる者に対しては、子宮体がん罹患する可能性が高いことを説明した上で、今後不正出血等の臨床症状を認めた場合にはすみやかに専門の医療機関を受診するよう指導するものとする。

4 肺がん検診

(1) 対象者

当該市町村の区域内に居住地を有する40歳以上の者を対象とする。

(2) 検診内容

ア 質問

質問項目は、別表9を参考とする。

イ 胸部エックス線写真の読影

胸部エックス線写真を用い、次の方法により二重読影及び比較読影を行う。

ただし、間接写真は100ミリミラーカメラを用い、定格出力150kV以上の撮影装置を用いて120kV以上の管電圧で撮影されたもの、及び定格出力125kV以上の撮影装置を用い、110kV以上管電圧により、希土類蛍光板を用いて撮影されたものを用いることが望ましい。

(ア) 二重読影

十分な経験を有する2名以上の医師が読影する。読影結果の判定は別表10によって行い、判定区分の「d」及び「e」に該当するものについて比較読影を行う。

(イ) 比較読影

過去に撮影した胸部エックス線写真と比較しながら読影する。読影結果の判定は別表10によって行う。

ウ 喀痰細胞診

(ア) 対象者

質問の結果、原則として50歳以上で喫煙指数（1日の本数×年数）600以上の者（過去における喫煙者を含む）。

(イ) 検査方法

喀痰は、起床時の早朝痰を原則とし、最低3日の連続採痰又は蓄痰とし、ホモジナイズ法又は直接塗抹法で処理し、パパニコロウ染色した標本を顕微鏡下で観察する。結果の判定は、別表11によって行う。

(3) 指導区分

質問、胸部エックス線写真の読影及び喀痰細胞診の結果を総合的に判断し、「肺がん疑い要精検」、「結核等疑い要精検」及び「精検不要」に区分する。

ア 「肺がん疑い要精検」及び「結核等疑い要精検」とされた者については、精密検査の可能な医療機関で早期受診するよう指導する。

イ 要精検以外の者は「精検不要」に区分し、経過観察あるいは定期検診の受診勧奨を行うとともに、喀痰細胞診検査を実施した者については、禁煙等日常生活上の指導を行う。

(4) 結果の通知等

検診実施機関の長は、検診実施後30日以内に肺がん検診結果報告書（受診者連名簿）（別記様式第8号を参考にする。）により市町村長に通知し、あわせて要精検者に対する主治医あての検診結果連絡票（別記様式第9号を参考にする。以下、「連絡票」という。）を送付する。市町村長は、その結果を速やかに受診者に通知する。

(5) 精密検査結果の把握

ア 市町村長は、「肺がん疑い要精検」とされた者に対し連絡票及び精密検査回報書（別記様式第10号を参考にする。以下、「回報書」という。）を交付する。

イ 精密検査を実施した医療機関は、その結果を回報書に記入し市町村長に通知する。

ウ 市町村長は、「結核等疑い要精検」とされた者についても、受診状況や精検結果等を把握するものとする。

(6) 肺がん予防に関する健康教育の実施

市町村長は、肺がん検診の実施にあわせて、肺がんの1次予防に関する健康教育を行うものとする。

5 乳がん検診

(1) 対象者

当該市町村の区域内に居住地を有する40歳以上の女性を対象とする。

(2) 検診内容

ア 問診

問診項目は、別表 1 2 を参考とする。

イ 乳房エックス線検査（マンモグラフィをいう。以下同じ。）

40歳以上50歳未満の対象者については、原則として内外斜位方向及び頭尾方向撮影の2方向撮影を実施する。ただし、地域の実施体制等により、実施が困難な場合は、段階的な実施に努めることとする。

50歳以上の対象者については、内外斜位方向撮影を実施する。

ウ 視診及び触診（以下「視触診」という。）

推奨しないが、仮に実施する場合は、マンモグラフィと併せて実施すること。

(3) 検診間隔

原則として同一人につき2年に1回検診を実施する。

(4) 指導区分

乳がん検診の結果は、問診、マンモグラフィ及び視触診の結果により、「異常認めず」及び「要精検」に区分する。「要精検」と判断する場合は、マンモグラフィ又は視触診のいずれかが該当する場合に判定する。

(5) 結果の通知等

検診実施機関の長は、検診実施後20日以内に乳がん検診票（別記様式第11号を参考にする。以下、「検診票」という。）等により、結果を市町村長に通知し、あわせて要精検者に対する主治医あての検診結果連絡票（別記様式第12号を参考にする。以下、「連絡票」という。）を送付する。市町村長は、その結果を速やかに受診者に通知する。

(6) 精密検査結果の把握

ア 市町村長は、要精検者に対し連絡票及び精密検査回報書（別記様式第13号を参考にする。以下、「回報書」という。）を交付する。

イ 精密検査を実施した医療機関は、その結果を回報書に記入し市町村長に通知する。

(7) 乳がん予防に関する健康教育の実施

市町村長は、乳がん検診の実施にあわせて、乳がんの1次予防や乳がんの自己検診法に関する健康教育を行うものとする。

6 大腸がん検診

(1) 対象者

当該市町村の区域内に居住地を有する40歳以上の者を対象とする。

(2) 検診内容

ア 問診

問診項目は、別表 1 3 を参考とする。

イ 便潜血検査

免疫便潜血検査2日法とする。

(3) 指導区分

大腸がん検診の結果は、問診結果を参考に免疫便潜血検査結果により「便潜血陰性」及び「要精検」に区分する。

(4) 結果の通知等

検診実施機関の長は、検診実施後20日以内に大腸がん検診票（別記様式第14号を参考にする。以下、「検診票」という。）等により、結果を市町村長に通知し、あわせて要精検者に対する主治医あての検診結果連絡票（別記様式第15号を参考にする。以下、「連絡票」という。）を送付する。市町村長は、その結果を速やかに受診者に通知する。

(5) 精密検査結果の把握

ア 市町村長は、要精検者に対し連絡票及び精密検査回報書（別記様式第16号を参考にする。以下、「回報書」という。）を交付する。

イ 精密検査を実施した医療機関は、その結果を回報書に記入し市町村長に通知する。

(6) 大腸がん予防に関する健康教育の実施

市町村長は、大腸がん検診の実施にあわせて、大腸がんの1次予防に関する健康教育を行

うものとする。

7 総合がん検診

(1) 対象者

当該市町村の区域内に居住地を有する40歳及び50歳の者を対象とする。

(2) 実施方法

2から6までの全てのがん検診を同時に実施するものであり、原則として同時実施が可能な検診実施機関において実施するものとする。

(3) 検診内容

2から6までに規定する検診内容とする。ただし、肺がん検診における胸部エックス線検査については、検診実施機関で直接撮影により撮影された胸部エックス線写真を用いるものとする。

(4) その他

「指導区分」、「結果の通知等」及び「精密検査結果の把握」等については2から6に定めるところに準じて実施するものとする。

二 実施手続きについて

特定健診は国が定めるところによるものとし、がん検診については次のとおりとする。

1 がん検診の実施機関について

市町村長は、がん検診を委託する場合には、次に掲げる要件を満たす検診実施機関を選定するものとする。

- (1) がん検診等実施指針及びこの要領の定めるところによるがん検診の実施体制が整備されていること。
- (2) 肺がん検診及び乳がん検診を実施する場合は、肺がん検診にあつては読影医師、乳がん検診にあつては担当医師が山形県生活習慣病検診等管理指導協議会（以下、「管理指導協議会」という。）の肺がん部会及び乳がん部会に届出がなされていること。
- (3) 山形県及び管理指導協議会の求めに応じ、検診精度を管理するうえで必要な資料の提出及び調査等に協力できること。

2 実施計画の策定について

がん検診が計画的かつ能率的に行われるよう、次により実施計画を策定するものとする。

(1) 検診車による検診の場合

ア 市町村長は、翌年度の年間検診実施計画（別記様式第17号）を策定し、11月末日まで保健所長及び検診実施機関にそれぞれ1部提出する。

イ 検診実施機関の長は、前項により提出のあった年間検診実施計画に基づき、市町村長と協議のうえ総合的に検討を加え市町村別検診計画を策定し、翌年の1月末日まで市町村長、保健所長及び山形県医師会長に提出する。

なお、市町村別検診計画を策定するにあたって、必要に応じ保健所の指導調整を得るものとする。

ウ 保健所長は、市町村間の不均衡が生じないよう、関係機関と連携を密にして指導調整を図る。

(2) 施設による検診の場合

市町村長は、検診実施機関と協議のうえ、検診実施計画を策定し保健所長に提出する。

三 報告について

- 1 市町村長は、がん検診について毎年7月20日までにがん検診実施成績表（別記様式第18号。以下、「成績表」という。）2部を保健所長に提出するものとする。
- 2 保健所長は、前項の成績表をとりまとめのうえ毎年8月10日まで山形県健康福祉部健康長寿推進課長（以下、「県健康長寿推進課長」という）に提出するものとする。
- 3 県健康長寿推進課長は、医療保険者に対し、特定健康診査実施成績表について別途提出を依

頼する。

平成 年度 乳がん検診成績表 (1) <マンモグラフィ併用>

注) 視触診を受診しないで、マンモグラフィのみの受診者も計上してください。

区分	A 女性人口 4月1日 現在	B 対象 者数	C 一次検診受診者数			C/B		一次検診結果			精 査 結 果				乳がん (雑診)							
			① 前年度	② 当該 年度	③ 2カ 年 連 続 受 診 者	C 計 ①+②+③	異常 認めず	判定区分		E 精 査 受 診 者 数	E/D 同 左 率	発見疾病 (延べ数)		F/D 陽性反応 適中度	F/C② がん 発見率							
								視触診 のみ	マンモ のみ			両方 のみ	D 要 精 査 者 の 合 計			D/C② 率	根拠別の乳がん 検診者数	乳がん 疑い	乳腺 症	乳腺 良性 腫瘍	そ の 他	異常 なし
40歳未満																	
40~44歳																						
45~49歳																						
50~54歳																						
55~59歳																						
60~64歳																						
65~69歳																						
70~74歳																						
75~79歳																						
80歳以上 小計 (40歳以上)																						
合計																						

*実施方法別内訳 (再掲)

40歳 個別
未満 一括
40歳 個別
以上 一括

平成 年度 乳がん検診成績表 (2) <視診触診のみ>・<甲状腺 (再掲)>

注) マンモグラフィを受診しなかった視診触診のみの受診結果を計上し、該当がない場合は報告不要。

区分	一次検診結果				精密検査結果				乳がん (雑診)			
	C 当該年度 一次受診 検診者数	D 左記の 内要精 検者数	D/C 精検率	E 精検受 診者数	E/D 同左 率	発見症類 (延べ数)				F/D 陽性反応 適中度	F/C がん 発見率	
						乳がん 確定 F	乳がん 疑い	乳腺 乳腺 良性 腫瘍	その他			
40歳未満												
40~44歳												
45~49歳												
50~54歳												
55~59歳												
60~64歳												
65~69歳												
70~74歳												
75~79歳												
80歳以上 小計 (40歳以上)												
合計												

注) 成績表(1)と(2)の両方からの甲状腺関係の結果を計上。

区分	要精密 検査	精 受診者	(参考) 甲状腺関係の結果 (別掲)			
			甲状腺 癌 確定	甲状腺 癌 疑い	甲状腺 腫 線 性 良 性	甲状腺 腫 線 性 異 常 な し
40歳未満						
40~44歳						
45~49歳						
50~54歳						
55~59歳						
60~64歳						
65~69歳						
70~74歳						
75~79歳						
80歳以上 小計 (40歳以上)						
合計						

*実施方法別内訳 (再掲)

40歳									
未満									
40歳									
以上									

*実施方法別内訳 (再掲)

40歳									
未満									
40歳									
以上									

参考資料

山形県内の乳がん検診の実施状況について(平成29年3月時点)

No.	市町村名	問1	問2	問3			問4	備考
		乳がん検診における乳房エクス線検査(マンモグラフィ)の実施	マンモグラフィによる受診者の乳房の構成(高濃度、不均一高濃度、乳腺散在、脂肪性)について、検診機関から報告を受けている	マンモグラフィの乳房の構成を対象者に通知しているか。	通知している	通知していないが通知する予定がある	通知していないが通知する予定もない	
1	山形市	○				○		
2	米沢市	○	○			○		*問2…個別健診のみ報告あり
3	鶴岡市	○				○		
4	酒田市	○				○		
5	新庄市	○				○		
6	寒河江市	○			○			
7	上山市	○				○		
8	村山市	○				○		
9	長井市	○				○		
10	天童市	○	○			○		*問2…個別健診のみ報告あり
11	東根市	○				○		
12	尾花沢市	○				○		
13	南陽市	○				○		
14	山辺町	○				○		
15	中山町	○				○		
16	河北町	○				○		
17	西川町	○			○			問3.4については、委託している1つの健診機関で、高濃度に該当する方のみ通知し、超音波検査を勧めていく方向で検討中。(当町の場合、これまでの実績では極少数)
18	朝日町	○			○			
19	大江町	○			○			
20	大石田町	○			○			
21	金山町	○				○		
22	最上町	○				○		
23	舟形町	○				○		
24	真室川町	○				○		
25	大蔵村	○				○		
26	鮭川村	○				○		
27	戸沢村	○				○		
28	高畠町	○				○		
29	川西町	○				○		
30	小国町	○				○		
31	白鷹町	○				○		
32	飯豊町	○	○			○		*問2…個別健診のみ報告あり
33	三川町	○				○		
34	庄内町	○	○	○				
35	遊佐町	○				○		
	合計	35	4	1	5	29	0	

検診機関における乳房タイプ通知状況(H29.3.17時点)

検診機関名	対応予定	状況
やまがた健康推進機構	×	国から何らかの方針が示されれば検討するが、現時点ではまだ対応の予定はない。
山形県成人病検査センター	△	センターとしては29年度から乳房の構成について対象者に個別に通知を行いたいが、市町村と調整中であり、まだ不透明な状況である。
荘内地区医師会	×	国から何らかの方針が示されれば検討するが、現時点ではまだ対応の予定はない。
山形市医師会健診センター	×	国から何らかの方針が示されれば検討するが、現時点ではまだ対応の予定はない。